

## 第2節 自主的な環境保全行動の促進

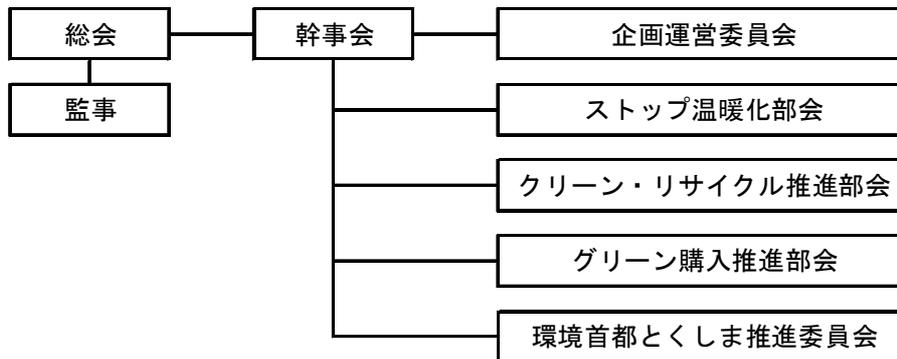
### 1 とくしま環境県民会議

徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、平成12年1月29日に「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民、事業者、行政の各主体が緊密な連携及び協力のもとで、それぞれの役割に応じて積極的かつ主体的に環境負荷の低減に向けた行動を実践することを目的として、「とくしま環境県民会議」が設立されました。

とくしま環境県民会議の概要については、次のとおりです。

#### (1) とくしま環境県民会議の組織

図2-4-1 とくしま環境県民会議の組織



会員数	124
市民・民間団体等	27
事業者・事業者団体等	25
マスコミ等	4
行政機関	63
学識経験者	5

平成16年12月31日現在

#### (2) とくしま環境県民会議の事業

##### ① 全体事業

- みんなが楽しく参加できるイベント「クリーン&グリーンフェア2003」の開催
- ストップ温暖化とくしまキャンペーンの実施
- 会報の発行
- 環境の保全及び創造に顕著な功績のあった方などへの表彰の実施

##### ② 部会事業

- ストップ温暖化部会  
徳島県地球環境保全行動計画（ローカルアジェンダ）の推進や、各種キャンペーン、省資源・省エネルギーの推進、環境家計簿の配布など
- クリーン・リサイクル推進部会  
県下全域での「ごみゼロの日キャンペーン」の実施や各種啓発事業、調査研究事業の実施など
- グリーン購入推進部会  
環境にやさしい買い物キャンペーンの実施やグリーン調達指針の策定支援、全国グリーン購入ネットワークの地域ネットワーク設立へ向けた検討など

## とくしま環境宣言

私たちの徳島県は、吉野川、剣山に代表される美しく豊かな自然に恵まれています。

清らかな水、さわやかな空気、良好な自然、うるおいと安らぎのある環境は、県民にとって、健康で文化的な生活に欠かすことのできない貴重な財産です。

しかし、私たちが求めてきた便利で物が豊かな生活は、一方で大切な資源やエネルギーを大量に消費し、この結果、本県の環境はもちろんのこと、地球の環境にまで影響を及ぼすようになっていきます。

私たちは、貴重な財産であるふるさと徳島の環境を、さらにかげがえのない地球の環境を、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、これまでの自らの生活や活動を少しでも環境への負荷の少ない循環を基本としたものに変える必要があります。

ここに、私たちは、環境首都とくしま憲章を踏まえ、人と自然とが共生する住みやすい徳島づくりを目指し、それぞれの役割に応じて、一人ひとりが積極的に取り組むことを宣言します。

## 2 県民参加の森づくり

### (1) 緑化の推進

森林は、やすらぎと潤いのある県民生活に重要な役割を果たしており、緑豊かな生活環境と健全な森林づくりを推進するため、「緑の募金」や県植樹祭の開催、身近な緑の保全活動等を通じて、緑や森林に対する県民の理解と協力意識の高揚に努めております。

また、緑を守り育てる豊かな心を持つ青少年の育成を目的として、「緑の少年隊」の結成とその活動を支援しており、平成15年度末現在では、69隊約2,000人の隊員が、レクリエーション活動や奉仕活動などを行っています。

図2-4-2 緑の募金の推移

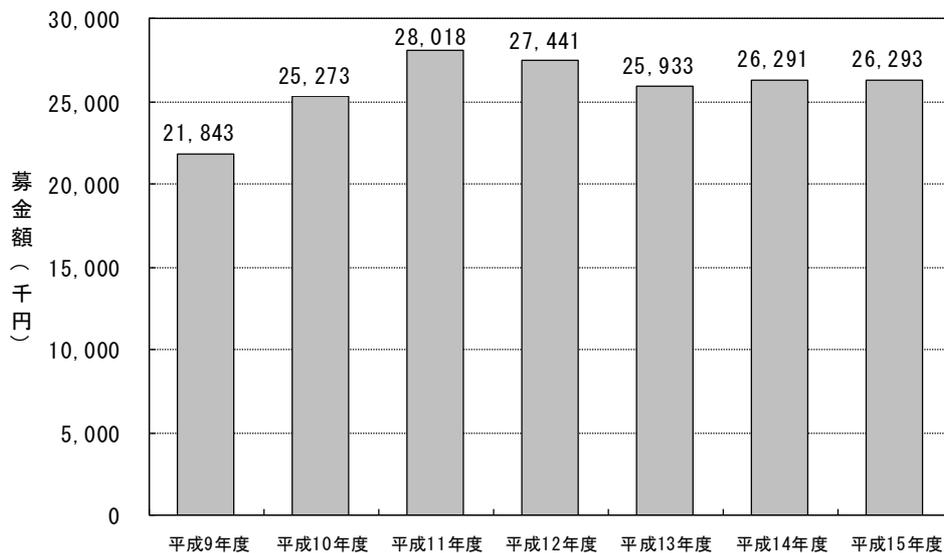
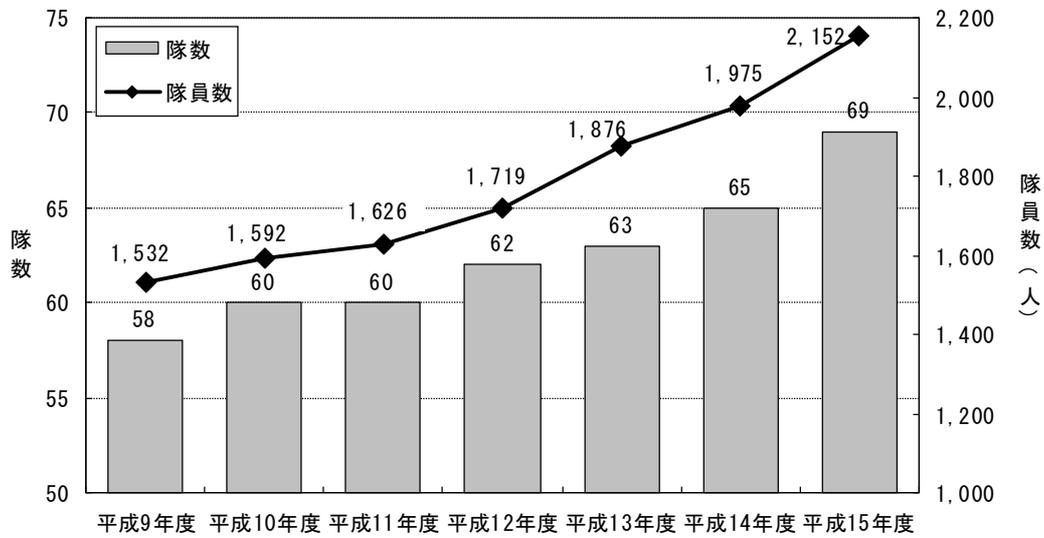


図2-4-3 緑の少年隊の推移

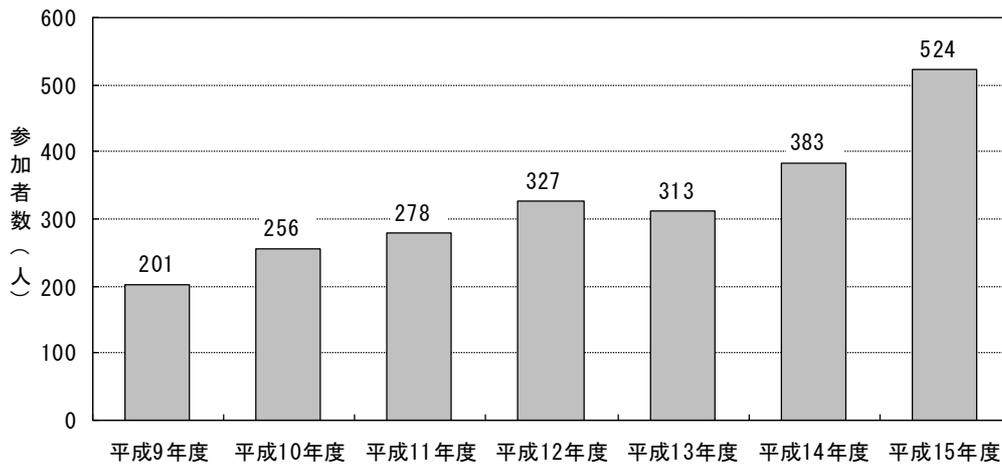


## (2) 県民参加の森づくり運動の推進

森と人との共生を理念とする「千年の森づくり」をスローガンに掲げ、県民参加の森づくり運動を推進しております。

この運動を全県的に展開するため、森づくり運動の普及啓発、「森の案内人」等の指導者の育成、森づくり活動拠点の整備等を実施しております。また、森づくりボランティアや森づくり団体の育成とその活動を支援しております。

図2-4-4 県民参加の森づくりボランティア参加者数の推移



## 3 アドプト・プログラム制度

### (1) 概要

アドプトとは英語で”養子縁組”を意味する言葉で、この制度は、地元の企業や団体が、自分たちの周りにある道路や河川、公園といった公共物の一部を担当し、空き缶拾いなどの清掃活動を行うことで、きれいな環境を創り出そうとするアメリカで考え出された制度です。

具体的には、地元企業や住民が、コーディネーターと呼ばれる制度の調整役と清掃内容等を明記した合意書を取り交わし定期的に清掃活動を行うものです。

(2) 注目点 (特徴)

アドプト活動は、子供からお年寄りまで、誰もが簡単に参加できることから、ボランティアを始めるきっかけとなったり、ゴミ処理やゴミ袋の提供等については市町村や国・県など行政機関が役割分担することから、ボランティアをする住民と行政が互いに助け合いながら、地域をきれいにするといった官民協働の新たな取り組みとして注目を集めています。

また、この活動は、単なる清掃ボランティアではなく、自分たちの暮らす地域を自分たちの力できれいにする活動であり、続けることでより一層その地域に愛着が湧き、ひいては地域や住む人みんなを元気にする活動でもあります。

(3) 経緯

- 平成10年度 本県のアドプト・ア・ハイウェイ神山会議が日本で初めてこの制度を導入
- 平成11年度 「アドプトプログラム吉野川」として吉野川交流推進会議（県、国、流域市町村、民間企業・団体が構成）が吉野川に、「OURロードアドプト」として本県が県道にこの制度を導入
- 平成12年度 8月に、本県がアドプト先進県であることを全国に向け情報発信するため「アドプトプログラム全国大会」を開催
- 平成13年度 「ボランティアサポートプログラム徳島」として国土交通省徳島河川国道事務所が国道（国土交通省管理）に、「徳島県土木施設アドプト支援事業」として県が県管理土木施設全般（県道、河川、海岸、港湾、公園）に導入
- 平成14年度 「アドプト那賀川」として、アドプトネットワーク那賀川（地元企業等で構成）が那賀川でアドプト開始  
本県のアドプト状況を取りまとめたホームページ「アドプト大国とくしま」を県のホームページに開設

(4) 県の取り組み

県としては、県の管理する土木施設にこの制度を採用するとともに、この制度を更に普及・啓発するために、県のホームページ上に「アドプト大国とくしま」のページを設け、県内のアドプト情報を掲載し県内はもとより日本全国に情報発信を行っています。

(5) 現状

県内ではアドプトの輪がますます広がり、本県にとってなくてはならない制度として県民の間に定着してきています。平成15年度末現在、アドプトプログラムに参加されている企業・団体の数は、県下で413団体・企業となり、平成14年度末に比べ26団体・企業増えています。

表2-4-4 県内のアドプトプログラムの実施状況

(平成16年3月31日現在)

場 所	団 体 数	登録人数(人)	コーディネーター
吉 野 川	123	15,538	吉野川交流推進会議
那 賀 川	34	2,265	アドプトネットワーク那賀川
県 道	58	1,955	徳島県県土整備部 道路保全課
県 管 理 河 川	58	3,487	河 川 課
海 岸	5	732	港 湾 課
公 園	1	250	都 市 計 画 課
国 道	134	5,788	国土交通省徳島河川国道事務所
合 計	413	30,015	

#### 4 環境に配慮した事業活動の促進

地球環境問題、廃棄物問題等の解決に向け、環境への負荷や社会経済活動に及ぼす影響の度合いからも事業者の果たす役割は非常に大きいと考えられます。

このため、事業者が、法令等の規制基準の遵守に止まらず、自発的に環境保全の目標、方針、計画等を定め、それらの達成状況を検証し、必要な是正の措置を講ずるなど、一連の取り組みを実施する「環境管理」を行うことは、環境への負荷の少ない持続的に発展可能な社会を構築する上で有効な手法です。

こうしたことから、まず県は、自身が大規模な事業主体であり、率先して環境に配慮した事業活動を行うことで市町村・事業者の同様な行動を誘発することが期待できるとの認識のもと、自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に向けた具体的な取り組み・目標等を定めた「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」を策定（平成8年9月策定。平成12年8月改定。）・推進し、環境管理を行ってきたところです。

これをさらに前進させるため、本庁において実施する全ての事務・事業を対象として、環境マネジメントに関する国際規格であるISO14001環境管理システムを導入（平成12年2月22日認証取得）しました。また、平成15年2月の更新審査にあわせて、7合同庁舎、2土木庁舎の計35出先機関について認証取得範囲を拡大し、環境保全・創造に向けた更なる取り組みの拡大を図っています。（平成15年2月22日更新・拡大）

また、県率先行動計画に基づく平成15年度の取り組み実績については、温室効果ガスの総排出量が基準年度（平成10年度）と比較して4.5%の削減となっており、平成16年度の削減目標である2.5%削減を達成しているほか、重点的な取り組み項目（8項目）についても、公用車の燃料使用量をはじめ5項目については基準年度から前進（削減）が図られています。しかし、その一方で用紙類使用量をはじめ3項目については目標と乖離した結果となっています。

各年度の実績については、当該年度の事務量や気候などの要因なども影響していると考えられるため、今後とも、計画に掲げた目標の達成に向けて、ISO14001環境マネジメントシステムや研修等を通じて、職員一人ひとりの用紙類やエネルギーの節減を促進する必要があります。

これらの取り組み実績を踏まえ、平成16年度中に、平成17年度を初年度とする第3次計画を策定し、取り組みの推進を図っていきます。

表2-4-5 第2次計画の重点的な取り組み項目の目標及び実績数値

重点的な取り組み項目	基準年度	実績数値		基準	16年度目標
	実績			年度比	
①用紙類中初めて使用する木材パルプの量	110t	H15	15t	△86.4%	基準年度から58%削減
②用紙類使用量	8,319万枚	H15	10,761万枚	29.3%	基準年度から8%削減
③上水道使用量	1,223千m <sup>3</sup>	H15	1,122千m <sup>3</sup>	△8.3%	基準年度から5%削減
④電気使用量	60,435千kwh	H15	60,278千kwh	△0.3%	基準年度から2%削減
⑤公用車の燃料使用量	1,806kl	H15	1,567kl	△13.2%	基準年度から1%削減
⑥エネルギー供給施設等の燃料使用量	3,752kl	H15	3,495kl	△6.8%	基準年度から4%削減
⑦廃棄物量	1,827t	H15	2,236t	22.4%	基準年度から5%削減
⑧廃棄物中の可燃ごみ量	1,492t	H15	1,828t	22.5%	基準年度から7%削減

(注)1 用紙類使用量は、プリンタ（コピー用紙等を含む）用紙及び罫紙・立案用紙の量。

2 公用車の燃料使用量には、船舶及びヘリコプターの燃料使用量は含まない。

表2-4-6 温室効果ガス総排出量の目標及び実績数値

基準年度実績	実績数値		基準年比	16年度目標
42,252t-CO <sub>2</sub>	H15	40,240t-CO <sub>2</sub>	4.8%減少	基準年度から2.5%削減

(注) 温室効果ガス総排出量は、県の事務・事業に伴う電気や燃料使用量に係る二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量及びHFC（ハイドロフルオロカーボン/自動車や空調機器の冷媒として使用）の各排出量に、温暖化係数（二酸化炭素の温室効果を1とした場合の各ガス毎に定められた係数）を乗じて、二酸化炭素排出量ベースに換算したもの。

さらに、平成14年度から実施している県グリーン調達方針等推進方針に基づく平成15年度の調達実績については、概ね目標を達成した分野（「紙類」、「文具類」等）があったものの、価格差や材質上や規格上の制約等の理由から、目標との差が大きかった分野（「照明」、「家電製品」等）があり、今後とも庁内への周知徹底を図り、グリーン購入の一層の推進を進めていきます。

表2-4-7 平成15年度環境物品等の調達実績の概要

分野	調達目標	調達率
紙類	100%	99%
文具類	100%	98%
機器類	100%	90%
OA機器	100%	86%
家電製品	100%	78%
エアコンディショナー等	100%	100%
照明	100%	59%
自動車等	100%	93%
制服・作業服	100%	89%
インテリア・寝装寝具	100%	100%
作業手袋	100%	89%
役務	100%	91%
設備	(※1)	(※2)

(※1) 太陽光発電システム20kw、太陽熱利用システム40m<sup>2</sup>を導入。

(※2) 目標どおり導入した。

次に、市町村については、地球温暖化対策推進法が平成11年4月から全面施行されたことに伴い、自らの事務・事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（実行計画）の策定が義務付けられたことから、各市町村において策定作業が進められてきました。平成16年3月現在、48市町村で策定済みとなっており、市町村においても環境管理への取り組みが進んでいます。

また、ISO14001環境管理システムの導入に向けた取り組みを検討する市町村もあり、県では自らの認証取得時やシステムの運用段階で得られたノウハウ、また県を含むISOに関する情報の提供、個別指導、研究会の開催など、ISO14001の普及・支援を行っています。

さらに、県内の中小企業のISO14001の認証取得を支援するため、環境保全施設整備等資金による融資制度を設けるとともに、必要に応じて認証取得支援のためのアドバイザーの派遣を行っています。

なお、本県においても事業所等におけるISO14001環境管理システムの導入が進められ、平成16年12月末現在では143事業者（(財)日本適合性認定協会及び(財)日本規格協会のデータベースによる）が認証取得しています。

# ISO 14001 徳島県環境マネジメントシステム環境方針

## 1 基本理念

徳島県は、鳴門海峡から太平洋までの変化に富んだ、長く美しい海岸線、西日本第二の高峰・剣山、四国三郎の別名を持つ吉野川に代表されるように、全国に誇る美しく豊かな自然に恵まれています。

しかし、21世紀を迎えた今日、物の豊かさを追い求めてきた経済社会活動の拡大が、私たちの身近な環境のみならず、人類共通の生存基盤である地球環境までも損なおうとしています。

このような中で、本県の目指す姿と課題の解決に向けての具体的目標を示した「オンリーワン徳島行動計画」の基本目標の一つに、豊富な自然環境を活かした、世界に誇れる「環境首都とくしま」の実現を掲げたところです。

これまで、本県では、平成11年3月に制定した「徳島県環境基本条例」に基づき様々な取り組みを進めてきましたが、この「環境首都とくしま」を実現するため、新たに、平成16年3月に、県民、事業者、行政など、あらゆる主体の行動の指針であり規範となる「環境首都とくしま憲章」を策定するとともに、本県の環境の保全・創造のための基本的方向や目標を示した「徳島県環境基本計画」を見直しました。

私は、こうした取り組みをさらに前進させるため、県のあらゆる施策に環境の視点を取り入れるとともに、ISO 14001に基づく環境マネジメントシステムを運用し、さらに継続的に改善を行い、徳島の環境の保全・創造に全力で取り組みます。そして、県民、事業者、行政が一体となって「環境首都とくしま」の実現を目指します。

## 2 基本方針

県は、基本理念をもとに、環境の保全・創造を積極的に推進します。特に、次に掲げる項目については、重点的に取り組んでいきます。

(1) 「環境首都とくしま」の実現に向け、「徳島県環境基本計画」に位置づけた主要施策である「人と自然との共生」、「循環を基調とする健全な社会の実現」、「地球環境保全への貢献」、「参加と協働による環境保全の取組」、「環境の保全・創造への基盤づくり」に取り組みます。

(2) 県で行う事務・事業について、環境に関する法令等の遵守はもとより、環境に与える影響を総合的に把握し、環境負荷の低減にむけ、重点的に推進します。

① 県におけるオフィス活動によって生じる環境負荷の低減

② 公共事業の執行に伴って生じる環境負荷の低減

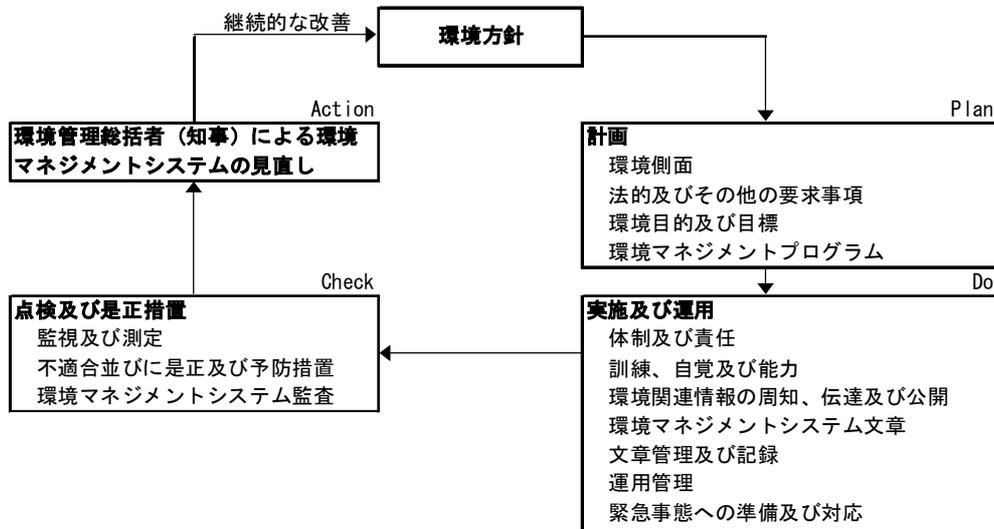
以上の取組を確実なものとするため、職員の環境意識の向上と環境に配慮した行動の定着を図る教育・訓練を徹底するとともに、積極的に広く環境情報を公開します。

平成16年4月1日

徳島県環境マネジメント推進組織

環境管理総括者 徳島県知事 飯泉 嘉門

図2-4-5 県の環境マネジメントシステムの枠組み



## 5 今後の取り組みの方向性

### (1) とくしま環境県民会議

今後とも、県民や事業者の皆さん、行政など各主体が、それぞれの役割に応じて環境負荷を減らす行動を進めていくため、広報活動やイベントの開催、表彰などを行います。また各部会において、地球温暖化防止に向けたキャンペーン、ごみの減量化やリサイクルの推進、グリーン購入の普及に務めます。さらに平成17年度には、「環境首都とくしま憲章」のより一層の普及に取り組みます。

### (2) 県民参加の森づくり

平成16年4月にオープンした県の森づくり拠点である「県立高丸山千年の森」等を活用して、緑や森林に対する県民意識の高揚と県民参加の森づくり運動をより一層推進します。  
の森づくり運動をより一層推進します。

### (3) アドプト・プログラム制度

今後においても、ホームページなどを積極的に活用しアドプトプログラム制度の普及・啓発を行い、多くの県民の環境への意識や関心を高めるとともに、新たに参加する団体・企業を増やすことで、きれいで元気な徳島づくりに寄与したいと考えています。

また、本県が全国に先駆けこの制度を採用し、多くの県民の参加を得て県内に広がっているという「アドプト大国とくしま」というクリーンでオンリーワンのイメージを全国に向け情報発信することにより、本県の観光振興や地域振興にもつなげていきたいと考えています。

### (4) 環境に配慮した事業活動の促進

県の事務事業について、本県の環境管理システムをより有効に機能させることにより、環境保全・創造にむけた施策や県率先行動計画、グリーン調達等推進方針等に基づく取り組みについて、継続的な改善を図り、環境行政の充実発展を進めていきます。また、市町村に対しても同様な取り組みを推進していきます。

さらに、重要な経営課題としてISO14001の認証取得に取り組む県内中小企業を支援するため、企業内人材養成研修やアドバイザーの派遣等を行います。